

特別養護老人ホームねむの丘 家族会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は特別養護老人ホームねむの丘家族会と称し 事務局を特別養護老人ホームねむの丘（以下 当施設という）内に置く。

第2条 本会は当施設入所者の福祉の増進と 円滑且つ安心して利用者を預けられる施設事業の運営に貢献する事を以って目的とする。

第3条 本会の役員は当施設入所者の身元引受人とする。

第2章 事 業

第4条 本会は目的を遂行する為に つぎの事業を行う。

施設と家庭との相互理解を深める事業。

1. 利用者が良質な介護サービスが提供されるよう施設への提言の為の懇談会の開催。
2. 施設の諸行事への参加協力。
3. その他必要な事業。

第3章 役員及びその任務

第5条 本会の役員及びその任務はつぎの通りとし 任期は一ヵ年とする。但し再任を妨げない。補任の役員は 前任者の残任期間とする。

○本部役員

会 長・・・1名 本会を代表し会務を司る。

副会長・・・2名 会長を補佐し 会長に事故ある時は職務を代行する。

○ユニット委員

各ユニット毎に若干名。

2. 本会に事務局を置き 当施設の職員が庶務を担当する。
3. 役員を選出は 新年度に於いて選出される。但し会の円滑な運営をはかる為 本部役員に限り前年度に於いて役員会の審議を経て選出することが出来る。この場合は、施設職員よりそれぞれ若干名で構成される選考委員によってなされる。
4. 役員は総会の承認を得て決定される。
5. 役員は利用者が退所されても年度末までその職を務める。

第4章 会 議

第6条 本会の会議は 総会及び役員会とし 会長が之を召集し議長を努める。

2. 総会は年一回以上開催し役員選出、会の運営上特に必要な事項を審議決定する。
3. 役員会は 必要の都度招集する。

第7条 会議の成立は 委任状を含めて過半数とし 議決は出席者の過半数とする。可否同数の時は 議長の決するところに依る。

第5章 付 則

第8条 この会則の施行上必要な事項は役員会の過半数の同意によってこれを定める。

第9条 事業年度は4月1日に始まり3月末日とする。

第10条 この会則の改廃は総会の議決に依る。

第11条 この会則は平成20年8月16日より施行する。